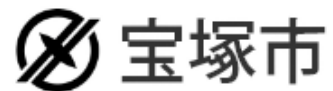


自動録音電話機等購入補助金



かんぷきん 世の中
そんなに甘くない

特殊詐欺被害防止啓発標語大会優秀作品

令和5年(1月～12月)の兵庫県内における特殊詐欺発生件数は1,224件、被害額は約19億9,000万円(暫定値)と、過去最悪の水準となりました。このうち、被害者の割合は高齢者(65歳以上)が約8割を占め、この際の犯人からのアプローチは「固定電話」が約6割にのびります。

また、令和5年の宝塚警察署管内の特殊詐欺発生件数は47件、被害額は約4,300万円(暫定値)であり、近年高い水準で推移しています。

このたび宝塚市では、高齢者の方の特殊詐欺被害防止、被害防止意識の普及啓発などを目的として、自動録音電話機等の購入費用の一部を補助することといたしました。補助をご希望の方は、電話機等の購入前にこの要項をよくお読みになってください。

※「自動録音電話機等」とは、電話をかけてきた相手方に対して、着信前に自動で警告メッセージが流れる機能及び通話内容を自動で録音することができる機能を有する固定電話機又は外付け録音機(外付けで固定電話に設置する機器)をいいます。特殊詐欺の犯人は、この機能がついている電話機を嫌がるため、特殊詐欺の被害防止に効果があるとされています。

1 対象者

以下の要件すべてに該当する方。

- 市内に居住し、住民登録があり、令和7年3月31日時点で65歳以上の方又は同一世帯に属する方
 - ※ ただし65歳未満であっても、「認知症のおそれがある」など自動録音電話機等の設置が必要であると市長が認める場合は補助金の交付対象となる場合があります。詳しくはお問合せください。
- 本人又は同一世帯に属する方が、過去に宝塚市又は兵庫県警察から自動録音電話機等の購入補助、貸付け、配布等を受けていないこと
 - ※ 消費生活センター実施の「迷惑電話撃退機器」の貸出し等も含まれます。
- 本人又は同一世帯に属する方に市税の滞納がないこと
- 本人又は同一世帯に属する方が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

2 対象機器

令和5年(2023年)12月13日以降に購入した、着信前自動警告機能と自動録音機能の両方の機能を有する固定電話機又は外付け録音機



- ※ 携帯電話、スマートフォンは対象外
- ※ オークション、フリマサイトなどの個人売買による購入は除く
- ※ 着信前自動警告機能と自動録音機能のうちいずれか1つの機能しかない場合は対象外
- 着信前自動警告機能 : 電話をかけてきた相手方に対して着信時に自動で警告メッセージが流れる機能(呼び出し音が鳴る前に自動で警告メッセージを流すことができない機器は対象外です)
- 自動録音機能 : 通話内容を自動で録音することができる機能(録音ボタンを押すことで録音できる機器は対象外です)

(参考)優良防犯電話推奨品目録(対象機器抜粋)

(公財)全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品目録から対象機器を抜粋し、並び替えたものです。ご購入に当たっての参考としてください。



ただし、この目録に掲載されていなくても、着信前自動警告機能と自動録音機能の両方の機能を有する固定電話機又は外付け録音機であれば、補助の対象となります。ご自身が購入されようとする機器が補助の対象となるかご不明の場合は、**必ず購入前**にお問合せください(購入後に対象外と判明しても補助はできません)。

※ 上の二次元コードを読み取ってください(通信料は各自ご負担願います)

3 補助金額

- ◆固定電話機：購入価格又は1万円のいずれか低い額
(百円未満切捨て)
- ◆外付け録音機：購入価格又は5千円のいずれか低い額
(百円未満切捨て)

※ 各種ポイントによる支払い分は購入価格から除外します

4 申請期間

令和6年5月1日(水)から令和7年1月31日(金)まで(必着)

5 補助台数

400台(予定)

6 申請方法

対象機器を購入後、「宝塚市自動録音電話機等購入補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書」に全てご記入の上、必要書類を添付して**郵送又は窓口まで持参**してください。申請書は市ホームページ **ID:1055808** (右の二次元バーコードからもアクセスできます)からもダウンロードできます(通信料は各自ご負担願います)。



7 添付書類

申請書には以下のすべての書類を添付してください。申請書を窓口持参される方は、原本を提示してください。

- 領収書又はレシートの写し ※宛名が法人名は不可 (購入日、購入価格、販売店が確認できるもの)
 - 取扱説明書、カタログ等の写し (メーカー、型番、品名、機能等が確認できるもの)
 - 通帳、キャッシュカード等の写し (振込先口座及び口座名義人が確認できるもの)
 - 申請者の住民票の写し (市が住民基本台帳の閲覧をすることに同意される場合は不要)
 - ◇申請者が 65 歳以上の場合→ 本人のもののみで可
 - ◇申請者が 65 歳未満の場合→ 本人のものと同一世帯に属する 65 歳以上の方のもの
 - 申請者の顔写真付き公的本人確認書類の写し (申請者の氏名、住所、年齢が確認できる運転免許証・運転経歴証明書(オモテ面・ウラ面とも)、マイナンバーカード(オモテ面のみ)等)
 - ◇申請者が 65 歳以上の場合→ 本人のもののみで可
 - ◇申請者が 65 歳未満の場合→ 本人のものと同一世帯に属する 65 歳以上の方のもの
- ※ 顔写真付き公的本人確認書類をお持ちでない場合は、お問合せください。



8 提出先

- ◆ **郵送**の場合 (郵便代等は各自ご負担ください)
〒665-8665(住所記載不要)
宝塚市 防犯交通安全課



(次ページへ続く)

◆ 持参の場合

宝塚市役所本庁舎 3 階
防犯交通安全課 まで
※月曜日～金曜日(祝祭日、12/29～1/3 除く)
9:00～17:30



9 補助金の交付

申請書受理後、内容を審査し、適正であると認められた場合に補助金を交付します。

申請書の提出から補助金の交付までにはおおむね 1 か月から 2 か月程度要しますのでご了承願います。

10 その他

- 自動録音電話機のご使用を確認するため、電話をかけて着信前自動警告のメッセージが流れるかを確認します。交付申請をされる前に機器の設定を完了していただくようお願いいたします。
- 自動録音電話機等を転売された場合は、交付決定を取り消し、交付済の補助金の返還を命じますのでご注意ください。販売店へ返品された場合も同様です。
- 自動録音電話機等の利用状況等について、アンケートを実施する予定ですので、ご協力をお願いいたします。
- 消費生活センターでは「迷惑電話撃退機器」の無償貸与（返却を希望しない場合、貸与期間の延長可）を 5 月 31 日（金）～6 月 28 日（金）の期間で募集します。「外付け録音機」の購入を検討されている方は、消費生活センターで実施する無償貸与についてもご確認ください。詳細は消費生活センター(0797-81-4185)までお問合せください。市ホームページ [ID:1036718](#)(上の二次元バーコードからアクセスできます)でもご案内しています(通信料は各自ご負担願います)。



【お問合せ先】

宝塚市都市安全部防犯交通安全課
〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号
TEL0797-77-2020
FAX0797-71-3336
m-takarazuka0034@city.takarazuka.lg.jp

